

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和7年2月24日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 高橋 紳章

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
宇美町に子どもたちの居場所を	昨年11月「宇美町教育の日」に町内小中学生が参加したこども会議では「子どもが学べて語らえる空間がほしい」「学校をボール遊びや室内で遊べるように開放してほしい」「地域の人に勉強などを教えてほしい」など、子どもの居場所についての意見が数多く寄せられた。 本町は、就学前の子どもが遊べる場所は充実してきているが、子どもたちの意見のとおり、小学生以上の子どもたちの居場所が少ないと感じる。 そこで今回は、子どもが自由に利用できる居場所づくりについて問う。 1. こども会議の提言を受けて、新たに子どもたちの居場所を設ける計画は 2. 既存の施設を活用し、さらに居場所を増やす考えは 3. 全ての小学校で空き教室や運動場を学童保育と兼ねて活用する考えは 4. 子どもたちの居場所づくりを推進していく必要があると考えるが、構想やそれに伴う課題などの見解は	町 長 教育長